

【別紙2】

令和8年度 子ども主体の学びを実現するための取組 学習に活用できる動画アイデア 募集要項

1 目的

本取組は横浜市が目指す「子ども主体の学び」の充実に向け、児童生徒が自ら問いをもち、学びを振り返りながらよりよい学びへと高めていく力を育むことを目的としています。その一環として、横浜市立学校の児童生徒のアイデアに基づいた学習に活用できる動画アイデア（以下、学習動画アイデアとする）を広く募集します。

2 応募期間

○開始：令和8年6月1日（月）

○締切：令和8年9月4日（金）

3 応募資格

①横浜市立学校の児童生徒（小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校）

②教職を目指す大学生等（大学生・大学院生・専門学校生など）

・上記①②の個人またはグループ

・応募は、一人または1グループにつき1作品までとする。

4 テーマ及び内容

○テーマ

教科等の学習において、「難しいと感じたこと」「つまづいたこと」「理解が深まった瞬間」「おもしろいと感じた視点」などをもとに、児童生徒の“学ぶきっかけ”につながる動画のアイデア

※学習者の視点に立った気付きや工夫を大切にします。

○内容

小学校第1学年から中学校第3学年までの各教科等に関する学習内容（学校の授業で扱う内容に準じたもの）とします。また、AIドリルを効果的に活用した学習動画アイデアも含まれます。

※学校の授業における学習場面を基に、学習者の気付きや工夫、つまづきの克服などに資する内容としてください。

5 応募方法

応募にあたっては、募集要項や個人情報の取扱い等について理解した上で、家庭で確認・承諾を得られた場合のみ、下記の応募フォームから所定の応募様式^{*1}により応募すること。

(1)応募フォームについて

<https://forms.gle/mTnPXv618XvUTSMLA>

- ・応募フォームには、「先生と保護者へ応募することを伝えたか」を確認する項目を設けている。お子様から応募の報告があった際は、応募状況の把握に協力すること。
- ・応募する際は、必要に応じて保護者が入力等を補助すること。

(2) 提出方法について

【児童生徒（小学1年生から高校3年生）の場合】

- ①所属する学校の担任又は担当教諭及び保護者に、応募することを必ず伝える。
- ②ロイロノートの「資料箱」→「神奈川県横浜市共有」→「03 学習動画アイデア」から「【別紙3】応募様式」を選択し、「使う」をクリックして自分の「ノート」に追加した上で、「学習動画アイデア」を作成する。もしくは、応募様式（A3サイズ）を印刷して作成してもよい。
- ③ロイロノートで作成した場合は、「ノート」にある「【別紙3】応募様式」を選択し、右上の三点リーダーから「書き出し」→「PDF」→「連結された全カード」の順に選択して、PDFデータを端末内に保存する。保存後、ファイル名を「学校名_自分の学年・組_名前」に変更する。A3用紙で作成した場合は、「【別紙3】応募様式」を撮影し、画像データとして保存する。
- ④学校のタブレット端末やパソコン等を使用し、応募フォームから作成したデータをアップロードして応募する。もしくは、保護者の協力を得て、応募フォームから作成したデータをアップロードする。

【学生等の場合】

- ①横浜市 Web サイト「教育に関する施策・取組」→「小中学校教育」→「子ども主体の学びを実現するための取組」にアクセスし、所定の応募様式をダウンロードする。
URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/school/kodomoshutai.html>
- ②応募様式を印刷して手書きで作成する、又はデータ上で作成する。
- ③作成したデータ又は用紙を撮影・PDF化したデータを、応募フォームから添付して提出する。

(3) 学習動画アイデアの作成にあたって

- 学習動画アイデアを所定の応募様式^{*1}に沿って、絵や文章にまとめる。（ただし、動画にした段階で3分以内になるような内容とすること）
- 絵の部分、文章の部分だけの提出は不可とする。
- 手書（描）きで作成したものでも、パソコンやタブレットなどを使用して作成したのも可とする。

○学習動画アイデアは、原則として次の4つの流れでまとめる。

※1【 応募様式 作成例 】 算数 割合 「お買い物名人になろう」

①はじめ (学習の中で生じた疑問・つまずき)

①はじめ (学習の中で生じた疑問・つまずき)

ヨコロははまディはバーゲンセールにやってきました。そこで2000円の服が「20%オフ」で売られているのを見つけてきました。ヨコロは「20%の値段で買える」と喜んでいました。

②問題 (テーマとなる学習内容)

②問題 (テーマとなる学習内容)

はまディはそんなヨコロを見て「20%オフ」というのは20%の値段で買えるということじゃな〜よ」と教えました。ヨコロは何がちがうのか分からなくなりました。

③解決 (考え方のヒント、気づき、工夫)

③解決 (考え方のヒント、気づき、工夫)

はまディはまず「20%の値段の求め方」を説明しました。次に「20%オフの値段の求め方を説明しました。

④まとめ (大切にしたいこと、次につながる問い)

④まとめ (大切にしたいこと、次につながる問い)

ヨコロは「オフ」の考え方が分かりました。「さ〜えばはまディが空中さおおんりの成功率は4割ぐらい」と言、21回17回30回チャレンジしたら何回成功するの? 今度は、2からおう〜

6 応募されたアイデアの扱いについて

応募された学習動画アイデアの一部については動画化する。動画化の対象となった学習動画アイデアについては、学校を通じて改めてお知らせする。学生等については個別にメールで連絡する。なお、それ以外のものについては個別の連絡は行わない。

7 個人情報の取扱いについて

○フォームから取得した個人情報（氏名、連絡先、その他の情報）は、次の目的でのみ利用し、個人情報の保護に関する法律その他関係法令に基づき、適切に管理等します。

- ・応募内容の確認及び審査のため
- ・結果通知や関連する連絡のため
- ・賞状の作成、表彰等の実施のため
- ・イベント運営に必要な範囲での管理のため
- ・統計資料作成（個人を特定できない形での利用）のため

8 注意事項

- 応募作品の中に氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報を含めないこと。
- 応募作品には、第三者の著作権、肖像権、商標権その他の権利を侵害する内容（音楽、画像、映像、キャラクター、ロゴ、商標、企画、アイデア等）を含めないこと。含む場合には、必ず権利者の承諾を得ること。
- 暴力的、差別的、わいせつ、誹謗中傷など、社会通念上不適切な表現を含めないこと。
- 特定の思想・信条等に関する内容を含めないこと。
- 他者のプライバシーや名誉を侵害する内容を含めないこと。
- 日本国内の法律や規制に違反する内容を含めないこと。
- 応募作品は応募者自身が制作したオリジナルのアイデア・映像であること。
- 特定の商品やサービスの宣伝・広告を目的とした内容ではないこと。
- 応募作品の著作権は応募者に帰属し、応募者は横浜市に対し、当該作品を編集し、改変し、複製し、公開し、又は配信する権利を無償かつ非独占的に許諾すること。
- 万が一、応募作品が他者の権利等を侵害した場合、横浜市は一切の責任を負いません。

9 その他

- 横浜市は、応募作品の学習動画アイデアをもとに学習動画コンテンツを作成・編集する。
- 編集した動画は、市立学校の児童生徒等に公開する。
- 提出された作品は返却しない。
- 審査結果についての問い合わせや異議申立ては受け付けない。